第５回中国四国地方年金記録訂正審議会総会

日時：令和３年４月 15 日（木）14:00～
会場：広島合同庁舎４号館２階 共用第 11 会議室

○横手（中国四国厚生局　年金審査課長）

ただいまから、第５回中国四国地方年金記録訂正審議会総会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、中国四国厚生局 年金審査課長の横手と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、いくつかご連絡事項等を申し述べさせていただきます。

はじめに、本日の総会は昨年に引き続きまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のため、密閉・密集・密接を避けるため、入口のドア、それから窓ガラスを開けた状態とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本会議につきましては、議事録を作成するため、本会場内において委託業者の方に録音を依頼しておりますので、ご了承いただきたいと思います。また、当厚生局のホームページへ掲載するための写真を適宜撮らせていただきますので、その点についてもあらかじめご了承いただきたいと思います。

続きまして、当審議会委員 15 名の皆様のうち、石田委員、植田委員、畝田谷委員、江口委員、兼田委員、木下委員、塚田委員、中嶋委員、柳瀬委員の９名の委員の皆様方におかれましては、令和３年４月 10 日付で当審議会の委員として再任されております。また、谷委員におかれましては、同日付で新任とされていることを、この場でご報告させていただきます。

本来であれば、新任の委員の先生、それから再任の委員の先生には任命通知書を手交すべきところではございますが、あらかじめお手元の封筒に入れさせていただいておりますので、誠に恐縮ではございますがご確認をいただければと思っております。

また、中村会長をはじめ５人の委員の先生方につきましては、令和４年４月までの任期途中となっておりますことを、念のため申し添えさせていただきます。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元に「配布資料（一覧）」を準備させていただいております。

まず資料１－１「地方年金記録訂正審議会規則」でございます。資料１－２「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則」となっております。資料１－３につきましては、本日、議事の中で会長からのご指示によって配布させていただくことにしておりますので、お手元には現在配布しておりません。次に資料２が「年金記録の訂正に関する事業状況」、資料３が「国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領等の改正について」という事務連絡となっております。また、このほかに「委員名簿」と「座席表」についてもお配りしておりますのでご確認をいただきたいと思います。資料に不足等がございましたら事務局の方にお申し付けいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

今、配布させていただいております本日の資料ですが、本会議が終了いたしましたら、事務局において、委員の皆様方の机上にありますファイルの方に編綴して保管させていただくこととしておりますので、お持ち帰りされないようによろしくお願いします。

それでは、当審議会の委員の先生方をご紹介させていただきます。お手元の「座席表」をご覧ください。

こういう時期ですので、ご紹介をさせていただきましたら、マスクを付けたままご起立いただいて一礼していただければよろしいかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

池村委員でいらっしゃいます。
石川委員でいらっしゃいます。
石田委員でいらっしゃいます。
畝田谷委員でいらっしゃいます。
大本委員でいらっしゃいます。
兼田委員でいらっしゃいます。
木下委員でいらっしゃいます。
谷委員でいらっしゃいます。
塚田委員でいらっしゃいます。
中嶋委員でいらっしゃいます。
柳瀬委員でいらっしゃいます。
江口委員でいらっしゃいます。
中村会長でいらっしゃいます。

本日、植田委員と塩田委員におかれましては欠席となっております。
本日の出席委員は13名となっております。
それでは開会に先立ちまして、中国四国厚生局長 大鶴よりごあいさつを申し上げます。

○大鶴（中国四国厚生局長）
中国四国厚生局長の大鶴でございます。
本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、委員の皆様には日頃から、こうしたコロナ禍の厳しい環境の中で部会審議にご尽力いただいておりますことを、改めて御礼申し上げます。また、新たに今回就任いただきました委員の先生には、これからお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。
年金制度につきましては、超高齢社会の到来、あるいは多様な働き方への対応ということで、制度についての改革・改正が行われておりますが、事業を実施する上での適切な年金記録の管理というのは変わらず重要な課題であり、われわれの責務であると考えております。こうした年金制度に対する国民の信頼を維持していくためにも、年金記録の訂正について公正で公平な判断をすることが大事だと思っておりますので、こうしたことについての委員の皆様のお力添えをこれからもいただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。
また昨年度、第1部会におきまして、初めて口頭意見陳述を実施していただいており、われわれとしても新しい経験を積むことができたと思っております。ご判断いただきました会長はじめ、委員の皆様には改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。
以上、簡単ではございますが、私からのごあいさつといたします。本日はよろしくご議論いただきますようにお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局 年金審査課長）

それでは続きまして、事務局の出席者を紹介いたします。

四国厚生支局 小森支局長です。

中国四国厚生局 設楽年金管理官です。

四国厚生支局 主藤年金管理官です。

四国厚生支局 松本年金審査課長です。

以上でございます。

総会の議事進行につきましては、中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則第四条により会長が行うこととなっております。

中村会長、よろしくお願いいたします。

○中村会長

中村でございます。委員の皆様方、本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。これから、私のほうで議事進行をさせていただきます。以後は着席して進行させていただきます。

はじめに、本日の出欠状況と会議の成立について、事務局から報告をお願いします。

○横手（中国四国厚生局 年金審査課長）

報告させていただきます。

委員数 15 名に対しまして 13 名の委員の方にご出席をいただいております。地方年金記録訂正審議会規則第七条１項に規定する過半数の委員の出席が認められます。従いまして、本日の会議は、その定足数を満たしておりますので成立していることをご報告いたします。

○中村会長

それでは、本日の会議につきまして、公開・非公開の判断をしたいと思います。

お手元に資料１－２として配布しております当審議会の運営規則第十条によりますと、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」となっております。本日の議題１から議題３までの議事につきましては、当審議会の運営に支障をきたすような内容は含まれていないと判断されますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため非公開とさせていただきます。なお、議事及び資料は後日公表させていただきます。

事務局は、当審議会運営規則第十三条３項の規定に基づいて議事録を作成していただくとともに、同条１項、２項の規定に基づき議事要旨を作成していただきます。また同条４項の規定により、議事録署名人として私のほか、石川委員と大本委員の２名を指名させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題１に入る前に、一つお願いがあります。事務局からもお話がありましたように、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本日の総会はできるだけ時間短縮して行いたいと思います。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

【議題１】

「副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」

○中村会長

それでは議題１、当審議会の副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名に入らせていただきます。

事務局は指名の取り扱いについて説明をお願いします。

○横手（中国四国厚生局 年金審査課長）

ご説明いたします。

お手元に資料１－２として当審議会運営規則を配布しております。第三条によりますと「審議会は、１人以内の副会長を置くことができる。」とし、また「副会長は会長が指名する。」とされているところでございます。

会長代行につきましては、資料１－１、地方年金記録訂正審議会規則第五条３項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」とされております。

また、同規則第六条２項において、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」とされ、同条３項では「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから会長が指名する。」とされております。

これらによりまして、当審議会の副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長は、会長にご指名いただくこととなっております。以上です。

○中村会長

それでは私の方から、副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長を指名させていただきます。

事務局は、「部会に属すべき委員一覧表」資料１－３を配布してください。

（資料１－３配布）

○中村会長

まず、副会長につきましては、当審議会の地理的な特殊要因から、四国地方に置かれる部会の状況を把握できる方がよろしいかと考え、引き続き柳瀬委員を指名させていただきます。

柳瀬委員、よろしくお願いいたします。

次に、会長代行は、会長に事故等があったときや委員の改選期において会長が欠けるときなどに会長としての職務をお願いすることとなりますが、私と任期が異なる中国地方の委員の中から、引き続き江口委員を指名させていただきます。

江口委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料１－３の「部会に属すべき委員一覧表」をご覧ください。第１部会から第３部会まで順に記載しております。本年度の部会に属すべき委員及び部会長につきましては、ご覧いただいております「部会に属すべき委員一覧表」のとおり、それぞれ指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名は以上でございます。

委員の皆様方におかれましては、ただいま指名させていただきました部会長の下で、中国四国厚生局長又は四国厚生支局長から諮問のありました「年金記録の訂正請求」の個別事案についてご審議いただくことになりますので、どうぞよろしくお願いします。

【議題２】

「年金記録の訂正に関する事業状況について」

○中村会長

続きまして、議題２の年金記録の訂正に関する事業状況について、事務局から説明をお願いします。

○松本（四国厚生支局年金審査課長）

四国厚生支局の松本でございます。

それでは、お手元の資料２「年金記録の訂正に関する事業状況」をご覧ください。

この資料につきましては、厚生労働省年金局において年金記録訂正に係る事業状況をまとめたもので、昨年の 12 月に開催されました第８回社会保障審議会年金記録訂正分科会で報告されたものでございます。時間の関係もありますので、ポイントを絞って説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは１ページをご覧ください。令和元年度の受付状況でございます。

令和元年度の訂正請求の受付総件数は 4,565 件で、受付総件数の推移につきましては、総務省に設置されていた第三者委員会に確認、申立てを行っていた期間を含めて平成 22 年度以降平成 30 年度まで減少傾向が続いておりましたが、令和元年度は 1,140 件の増加となっております。受付件数の制度別の割合としては、厚生年金が全体の約９割ということで、これは平成 30 年度の傾向とだいたい同じでございます。

②としまして、令和２年度上期の受付状況ですが、令和２年度は対前年同期と比べると、さらに 207 件増加しており、制度別では厚生年金が１割強増加し、国民年金と脱退手当金は減少となっております。

２ページは受付件数でございます。訂正請求制度が始まりました平成 27 年度から平成 30 年度までは減少傾向でしたが、令和元年度に増加となっており、平成 27 年度の 8,516 件を皮切りに令和元年度は 4,565 件で、中国四国厚生局は全体の 5.7%、258 件で、四国厚生支局は 1.5%、70 件となっております。

３ページが処理件数でございます。これは令和元年度の「合計」と書いてある所を見ていただきますと、地方厚生局の処理事案は 1,123 件で、日本年金機構が処理した事案は 2,686 件、合わせて 3,809 件処理したということでございます。なお、この詳細につきましては、後ろのページで表やグラフによって説明させていただきます。

４ページは第三者委員会の過去の経緯の数字でございます。平成 21 年度では受付件数６万件に及んでおりましたが、その後、減少傾向で現在のような状況に至っております。

５ページの右側の処理事案別の件数のうち、令和元年度をご覧いただきますと、日本年金機構の処理が全体の約７割、地方厚生局に送られて審議会の審議を経て処理しているものが約３割という構成になっております。

６ページは、令和元年度の処理件数で訂正したものと不訂正のものを円グラフにしたものです。傾向的

には、厚生年金は訂正決定が多いのですが、国民年金、脱退手当金は不訂正決定が多いという傾向になっております。

7ページは、第三者委員会以来の記録訂正の傾向でございます。だいたい平成24年度ぐらいから7割台、8割台の記録訂正率になっており、令和元年度においては86.2%と過去最高の訂正率になっております。

8ページは取下げでございます。取下げ件数が令和元年度も225件あったということで、数パーセントの取下げがあるということです。

9ページは、令和元年度末において、どれだけ処理して、翌年度に繰り越したものは何件かということです。「合計」欄を見ていただきますと26,419件の受付に対して、②、③の処理・取下げ等が行われた結果、年度末で翌年に繰り越されたものは1,393件ということでございます。

10ページは、処理期間、事案の処理にかかる時間です。標準処理期間は143日となっておりますが、事案の処理が進む一方で、中にはどうしても複雑で時間のかかる事案も散見されますので、そうした影響もありまして、全制度平均では153.6日ということになっております。

以上が受付処理状況でございます。

資料にはありませんが、中国四国厚生局と四国厚生支局の令和2年度の受付処理状況を報告させていただきます。中国5県では受付73件、決定56件、取下げ23件でございまして、決定されたものの内訳としましては訂正27件、一部訂正8件、不訂正21件でございます。続きまして、四国4県では受付16件、決定16件、取下げ1件でございまして、決定されたものの内訳は訂正4件、不訂正12件でございます。

資料に戻りまして、11ページは訂正請求内容・処分の状況です。訂正請求は、ご本人だけではなくてご遺族の方も可能ですが、ご本人の請求が圧倒的に多いという状況になっております。

12ページは年齢階層でございます。60歳台以上の方が5割弱となっておりますが、だんだん現役世代の方が増えている傾向です。

13ページは被保険者の区分です。裁定済み者が34.8%ということで、だんだん現役世代の方の比重が高まっているという傾向になっております。

14ページは請求者の住所別で、大都市を抱える都道府県がどうしても順位が高くなっておりますが、中国5県の割合は6.7%、四国4県は1.2%となっております。

15ページの請求期間の分類別からは数字の性格が若干変わり、請求書1件につき複数請求期間がある場合、それぞれの事案類型に1件として計上しております。事案の特徴は標準賞与額に係る訂正請求が平成30年度は849件ありましたのが、令和元年度は約1.5倍になり1,220件ということで、標準賞与額の件数が増加しております。一方で、標準報酬月額に係る訂正請求は248件から197件と減少しており、賞与事案の比重が高くなったというのが令和元年度の特徴でございます。

16ページは請求期間別の状況で、いつの時期の請求かということです。平成15年4月以降が圧倒的に多くなっておりますのは、賞与から保険料を徴収するようになった総報酬制導入が大きく影響しているということです。

17ページは請求期間の月数別です。賞与は1か月にカウントしておりますので、1か月が圧倒的に多いのは賞与事案を示しているものでございます。

18ページは、今回の訂正請求の請求期間を、訂正したものと不訂正のものに分類したものでございま

す。右側の棒グラフをご覧いただきますと、①標準賞与額では平成30年度は90.1%訂正されておりましたが、令和元年度は 76.4%と訂正決定率が減少しております。また、③標準報酬月額の決定率も少し減少しておりますが、一方で②被保険者期間をご覧いただきますと、平成30年度は27.5%だったものが令和元年度は32.4%と５%訂正決定率が増加となっております。

次に国民年金をご覧いただきますと、国民年金全体で平成30年度は11.7%訂正されておりましたが、令和元年度は5.8%と訂正決定率が約半分に減少しております。事務方としては、申立人の事情をくみ取り、幅広く資料を集めるという姿勢で行っておりますので、不訂正が多いということは処理・調査にかなり時間を要しているのではないかと思われるところでございます。

次に19ページは請求期間がどのぐらいの月数があるかということで、厚生年金をご覧いただきますと、①標準賞与額は請求期間を全て１か月としてカウントしておりますが、③標準報酬月額をご覧いただきますと、訂正決定されたものの平均月数が26.1月、また、不訂正となったものの平均月数が43.8月とそれぞれ２年から３年の長期間になっているため、調査時間を要していることになります。

20ページは請求期間別ですが、平成 15 年４月以降の件数が多いのは賞与事案が含まれているからでございます。

21ページは月数別ですが、これも賞与が１か月ということになりますので、どうしても１か月が多いということでございます。

引き続きまして22ページは厚生年金の訂正決定に至る適用法、理由となった法律でございます。厚生年金特例法が多いのは、給与から保険料が天引きされているけれども記録がない、いわゆる事業主の届け出漏れによる訂正を認めたケースが多いということです。また、訂正された事案の中でも賞与額に係るものが非常に多い傾向が示されております。

23ページからは関連資料、周辺事情の状況でございます。一つの事案について、例えば賞与事案で請求人から、私は平成 15 年 12 月にボーナス 50 万円から保険料を引かれていたという申立てがあるとします。そうすると、給与明細があるとか、事業主から確かに保険料を引かれていたという供述がありましたら、記録訂正にプラスに働きます。このようなことを積極的事情、また、この人にはボーナスを払っていないという証言等、マイナスに働く供述があれば消極的事情と申しておりますが、実際に訂正決定されたものは積極的事情が多く、不訂正のものは消極的事情が多いという傾向になっております。

23ページは全体像で、24ページと25ページは今の説明について具体的な事項を列挙したものですが、詳細の説明は省略させていただきます。

続きまして、26ページは日本年金機構が記録を訂正したものの件数です。直接的な資料があるもの、証拠があるものを記録訂正するのが日本年金機構の役割になっておりますので、賞与事案が圧倒的に多いということでございます。

28ページは、地方厚生局で事案を処理するにあたっての地方年金記録訂正審議会の状況をあげております。件数は減っておりますが、精力的にご審議いただいている状況でございます。

続きまして30ページは、年金局年金記録審査室が行っております、地方厚生局の処分に不服がある方の申し立ての審査請求の件数でございます。平成30年度の審査請求は78件、令和元年度は77件になっておりまして、横ばい傾向にあります。

33ページは訴訟の状況です。令和２年９月末までに訴訟の総件数57件となっておりますが、（３）の下を見ていただきますと、そのうち判決が出たもの29件、取下げ５件。令和２年９月末の時点で係争中

の訴訟事件は23件になっておりまして、このうち中国四国厚生局は３件、四国厚生支局では１件が係争中となっており、この中国の２件につきましては５月と６月に判決言い渡しの予定となっております。

これらの裁判におきましては、認定要領を合理的と評価をいただいておりまして、訂正請求の基本的枠組みに対して何ら変更を加えるようなことはない内容になっております。

34 ページ、35 ページは、私どもの事務実施体制の説明でございまして、36 ページ以降は参考資料、制度のあらまし、また最近の令和元年度、２年度の月ごとの細やかな数字を載せております。

大変恐縮でございますが、以上で説明に代えさせていただきます。

○中村会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました議題２に関しまして、何かご質問がございますか。どうぞご遠慮なく。

よろしいですか。

今後、審議会運営等に関してのご質問がありましたら、各部会を通じて事務局にお問い合わせいただければと思います。

【議題３】

「国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領等の改正について」

○中村会長

それでは議題３「国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領等の改正について」、事務局から説明をお願いします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

横手でございます。説明をさせていただきます。

資料３をご覧いただきたいと思います。この資料３、令和２年 12 月 25 日付の事務連絡でございますが、これはいわゆる押印廃止の取り扱いを示した事務連絡となっております。

経過としましては、令和２年７月 17 日に閣議決定となった「経済財政運営と改革の基本方針 2020」、それから「規制改革実施計画」において、全ての行政手続きについて、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるように見直すとされたことを踏まえ、事務処理要領等の改正が行われ、昨年の 12 月 25 日から施行されているというものでございます。

改正内容につきましては、記１の（１）が事務取扱要領の改正、（２）が事務取扱細則の改正として事項が列挙されておりますが、事務処理要領に定める訂正請求書等の各様式におけるご本人の認印や照会に対する回答を行う事業主の印などを不要とするというもので、請求者ご本人の印につきましては全て不要とされているところでございます。請求書等の記載内容の訂正についても請求者の押印を求めない取り扱いとされているというところであります。

これらの改正につきましては、当然のことながら事務局側で対応すべきものでございまして、部会の審議に影響があるものではございませんが、今後、部会で提示させていただく資料において、請求者や事業主の押印がないものをお示ししていくことになると考えておりますので、この機会に提示して、ご報告

させていただいたところでございます。

なお、併せまして、この改正と同様の趣旨でデジタル化推進の趣旨から、委員の皆様に日頃ご提出いただいております事務処理上の書類につきましても、押印不要となるということを申し添えさせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○中村会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました議題３に関しまして、何かご質問がございますか。

ご質問等がある方は、この点についても各部会を通じて事務局へお問い合わせいただければと思います。

本日の議題は以上ですが、事務局から連絡事項などあればお願いします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

特にございません。委員の先生方には、これからも引き続きよろしくお願いしたいと思います。

最後に、四国厚生支局長の小森よりごあいさつを申し上げます。

○小森（四国厚生支局長）

四国厚生支局長の小森でございます。本日は貴重なご意見をいただき、滞りなく議事が進行できましたことに御礼を申し上げます。また委員の皆様におかれましては、それぞれの部会におきまして、今後、積極的なご意見、ご質問を賜れればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

それでは会長、お願いいたします。

○中村会長

本日の会議はこれで全て終了いたしました。本日は委員の皆様方、どうもありがとうございました。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

中村会長、本日はどうもありがとうございました。委員の皆様、どうもありがとうございました。

（終了）